

ID: 115

担当部署: 市民生活課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	赤平市後期高齢者医療に関する条例 第6条第3項		
例規番号	平成20年条例第5号		
<p><b>【根拠条文】</b> (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を納付することを要しない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 市長は、特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 123

担当部署: 市民生活課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	赤平市国民健康保険条例 第6条第1項		
例規番号	昭和43年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (出産育児一時金)  第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万6千円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)、又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には支給しない。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 市民生活課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	赤平市国民健康保険条例 第7条第1項		
例規番号	昭和43年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b> (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、2万円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 市民生活課

<b>処分の概要</b>	手数料又は費用の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例 第35条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成14年条例第30号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (手数料又は費用の不還付)  第35条 既に納付した第31条第1項若しくは第34条の手数料又は第32条の費用は, 還付しない。  ただし, 市長が特に認めたときは, 第31条第1項の手数料又は第32条の費用を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 130

担当部署: 市民生活課

<b>処分の概要</b>	手数料等の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例 第37条第1項		
<b>例規番号</b>	平成14年条例第30号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (手数料等の減免)  第37条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第31条第1項の手数料又は第32条に定める費用(次項において「手数料等」という。)を減額し、又は免除することができる。  2 前項に定めるもののほか、手数料等の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 133

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市共同浴場条例 第5条第2項ただし書		
例規番号	昭和62年条例第18号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料の納入)  第5条 共同浴場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。  2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全額又は一部を還付することができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	赤平市共同浴場条例 第6条		
例規番号	昭和62年条例第18号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第6条 市長は、使用者に特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市霊園条例 第4条第1項		
例規番号	昭和56年条例第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用の許可)  第4条 霊園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。  2 市長は、前項の使用を許可したときは、使用許可証を交付する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第3条、赤平市霊園条例施行規則第2条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (使用者の資格)  第3条 霊園を使用しようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、規則で定める特別の理由があると認める者は、この限りでない。</p> <p>(使用者の資格)  第2条 条例第3条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、次の各号の一に該当するものとする。  (1) 市区域内に親族を有する者  (2) 市区域内にある墳墓を改葬しようとする者  (3) 本市に本籍を有する者</p> <p>(公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 139

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用権の承継の許可		
例規名 根拠条項	赤平市霊園条例 第7条第1項		
例規番号	昭和56年条例第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用権の承継)  第7条 霊園の使用権は、相続人又は親族等で祭しをつかさどる者が市長の許可を受けて承継するほか、これを他人に譲渡又は転貸してはならない。  2 市長は、前項の許可をしたときは承継許可証を交付する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 市民生活課

<b>処分の概要</b>	使用料及び管理手数料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	赤平市霊園条例 第10条ただし書		
<b>例規番号</b>	昭和56年条例第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (使用料及び管理手数料の不還付)  第10条 既に納入した使用料及び管理手数料は、還付しない。ただし、第8条の規定により使用許可を取り消された以外の理由で霊園使用者が使用許可を受けた後3年以内にその霊園を返還したときは、当該使用料及び管理手数料の100分の50の額を還付する。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成27年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 142

担当部署: 市民生活課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	赤平市霊園条例施行規則 第4条		
例規番号	昭和56年規則第4号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可証の再交付)  第4条 霊園の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は, 霊園使用許可証を汚損又は滅失したときは, 速やかに市長に霊園使用許可証再交付申請書(様式第3号)を提出し再交付を受けなければならない。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 市民生活課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市地域コミュニティセンター設置条例 第5条第1項		
例規番号	昭和59年条例第13号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の手続)  第5条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。  2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、センターの運営上必要があると認めるときは、その利用につき条件を付することができる。  3 前2項に規定する利用の許可手続に関しては、別に市長が定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (利用の範囲)  第4条 センターを利用することができるものは、次に掲げるとおりとする。  (1) 国又は地方公共団体  (2) 市内における単位町内会、自治会等の住民組織  (3) 市内におけるボランティア活動を行う団体  (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に認めたもの又は団体  2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないものとする。  (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物及び備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。  (公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。  2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 市民生活課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市生活館設置条例 第5条第1項		
例規番号	昭和62年条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (利用の手続)  第5条 生活館を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、生活館の運営上必要があると認めるときは、その利用につき条件を付することができる。</p> <p>3 前2項に規定する利用の許可手続に関しては、別に市長が定める。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文、第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。  (利用の範囲)  第4条 生活館は、次の各号に掲げるものについて利用することができる。</p> <p>(1) 生活改善事業及び授産事業  (2) 児童及び青少年健全育成事業  (3) 保健衛生に関する事業  (4) 生活相談その他各種相談に関する事業  (5) 地域活動に関する事業  (6) 教育文化に関する講習会、研修会等の集会  (7) その他指定管理者が適当と認めたもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。  (2) 建物及び備付物件をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設に係る措置)  第7条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が、暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において、当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは、当該許可若しくは承認を取り消し、又は当該使用を中止させるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティセンター条例 第5条第1項		
例規番号	昭和59年条例第12号		
<b>【根拠条文】</b> (使用の手続) 第5条 センターを使用しようとするものは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,前項の規定により許可する場合において,センターの運営上必要があると認めたときは,その使用につき条件を付することができる。 3 前2項に規定する使用の許可手続に関しては,別に市長が定める。  <b>【基準】</b> 根拠条文、第4条及び赤平市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の範囲) 第4条 センターを使用することができるものは,次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 国及び地方公共団体 (2) 市内における単位町内会,自治会等の住民組織 (3) 市内におけるボランティア活動を行う団体 (4) 前3号に掲げるもののほか,市長が特に認めたもの又は団体 (公の施設に係る措置) 第7条 市長,教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は,公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)が,暴力団の活動に利用されると認められるときは,当該公の施設の使用を許可又は承認しないものとする。 2 市長等は,既に公の施設の使用を許可又は承認している場合において,当該使用が暴力団の活動に利用されていると認められるときは,当該許可若しくは承認を取り消し,又は当該使用を中止させるものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 145

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の免除等		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティセンター条例 第7条		
例規番号	昭和59年条例第12号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の免除等) 第7条 第4条第1号から第3号までに掲げるものが使用するときの使用料については、これを免除する。 2 第4条第4号に掲げるものが集会等に使用するとき、使用料の全部又は一部を減額することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び第4条の規定による。 (使用の範囲) 第4条 センターを使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 国及び地方公共団体 (2) 市内における単位町内会、自治会等の住民組織 (3) 市内におけるボランティア活動を行う団体 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの又は団体			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 146

担当部署: 市民生活課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	赤平市コミュニティセンター条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和59年条例第12号		
<b>【根拠条文】</b> (使用料の還付) 第8条 第6条の規定により既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事情により使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日